

## 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構役員退職手当規程

(令和8年4月1日規程第36号)

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項（同項第1号を除く。）及び第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員の退職手当に関する規程（以下「職員退職手当規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼ねる役員については、職員退職手当規程に基づく退職手当を支給するものとし、この規程に基づく退職手当は支給しない。

### (退職手当の支払)

第3条 退職手当は、前条第1項に規定する者が退職し、又は解任された日（以下「退職の日」という。）から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別な事情がある場合は、この限りではない。

### (退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の給料月額に100分の10.875を乗じて得た額とする。ただし、第6条の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの給料月額に100分の10.875を乗じて得た額とする。

2 前項の退職手当の額は、法人の業績及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとする。

3 理事長は、第1項の規定により算出される退職手当の額とすることが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項により算出される退職手当の額の範囲内で、別に退職手当の額を定めることができる。

### (在職期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算は、役員となった日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。

2 異なる役職ごとの在職期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複して

いるときは、それぞれ異なる役職の役員となった日から起算して暦にしたがって期間を計算し、1月に満たない端数（以下「端数」という。）の少ない在職期間から1月を減ずるものとし、端数が同じときには後の在職期間から1月を減じるものとする。

3 第1項に掲げる在職期間及び役職別期間には、職員退職手当規程の規定による退職手当の計算の基礎となる職員としての在職期間は含まないものとする。

（再任等の場合の取扱い）

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

（遺族の範囲及び順位）

第7条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、職員退職手当規程第3条の規定を準用する。

（退職手当の支給制限、返納等）

第8条 役員の退職手当の支給制限及び返納等の取扱いについては、職員退職手当規程第22条から第28条の規定を準用する。

（端数の処理）

第9条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（実施規定）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 第2条第1項本文の規定にかかわらず、理事長が別に定める者には、この規程による退職手当は支給しない。